

## 横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針【概要】

生活困窮者の自立支援に関わる支援者に向けて、国の動向や横浜市におけるこれまでの取組経過を踏まえ、生活困窮者支援の基本的な考え方を示すことを目的として、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」（以下「業務推進指針」という。）を策定します。

### 1 策定の趣旨 [ 第1章：P1～3 ]

生活困窮者自立支援制度は生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）を根拠として、生活困窮者に対する包括的な相談・支援を実施するものであり、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を目標としています。

今回、第4期横浜市地域福祉保健計画（2019～2023）（以下「第4期市計画」という。）に、生活困窮者自立支援施策の推進に向けた方向性を盛り込むことにより、生活困窮者支援に直接関わる職員だけでなく、地域の多様な主体と本制度の趣旨を共有し、地域の実情に応じた効果的な支援が行われることを目指しました。

さらに、第4期市計画に盛り込んだ方向性に基づく具体的な取組事項等を可視化し、関係者と連携することで、取組をさらに進めるため業務推進指針を策定することとしました。

今後、支援を必要とする人の早期把握及び多様な主体との連携による支援や見守り、社会参加の場づくり等に取り組むうえで、第4期区地域福祉保健計画の策定・推進に向けた「第4期区地域福祉保健計画策定推進指針」等とあわせた活用を想定しています。

#### 「生活困窮者」とは…

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者自立支援法第3条）

### 2 第4期市計画と業務推進指針の関係について [ 第1章：P4～5 ]

多様で複合的な課題を解きほぐしながら本人の状況に応じた伴走型の支援を行うため、法の基本理念において「包括的」かつ「早期に」支援を行うことが明示されています。

本市においても、第4期市計画の特徴の中で、生活困窮者自立支援制度で求められる「支援を必要とする人の早期把握」と「多様な主体の連携による見守りや社会参加の場づくり」などの考え方が盛り込まれています。

一方、第4期市計画は本市の地域福祉保健に関する基本理念と方向性を提示し、区地域福祉保健計画の推進を支援するもの【総論】であることから、生活困窮者自立支援制度に関する具体的な方策等【各論】等について、本業務推進指針に掲載しています。

#### 第4期市計画と業務推進指針の関係性

#### 横浜市地域福祉保健計画

① 総論（施策の理念）

② 各論（具体的な方策）  
生活困窮者自立支援制度  
業務推進指針

生活困窮者自立支援方策  
に関すること

#### 第4期市計画の方向性

名称：第4期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

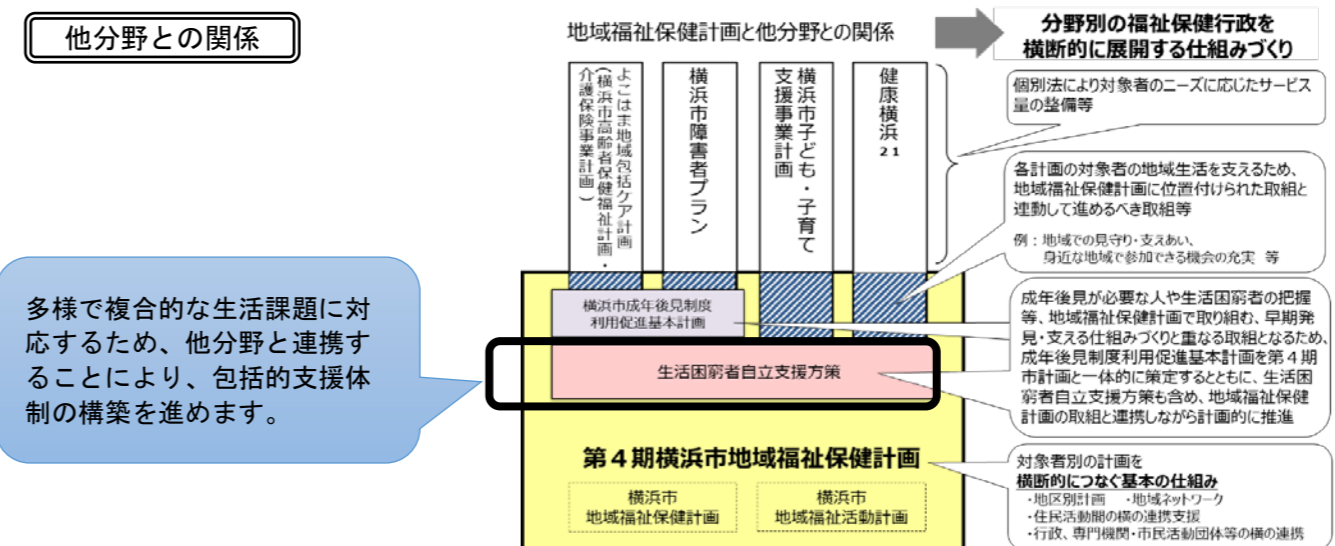
#### < 基本理念 >

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる  
「よこはま」をみんなで作ろう



出典：第4期横浜市地域福祉保健計画～よこはま笑顔プラン～より

#### 他分野との関係



#### 市計画・区計画の計画期間

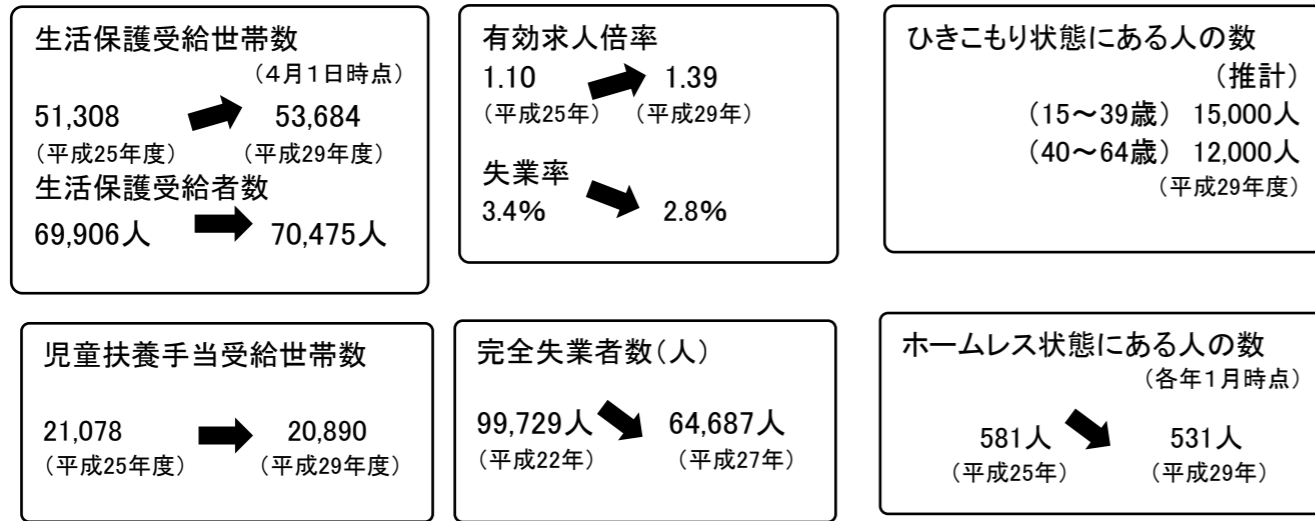
	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
市計画	第1期(H16～)		第2期		第3期		第4期		第5期													
活動計画(市社協)	第3次		第4次																			
区計画	第1期※1		第2期		第3期		第4期															
	第1期※2		第2期																			

第4期横浜市地域福祉保健計画の推進期間に合わせて、本業務推進指針を策定しました。

※1 鶴見/神奈川/西/南/青葉/栄/泉 ※2 中/港南/保土ヶ谷/旭/磯子/金沢/港北/緑/都筑/戸塚/瀬谷

3 横浜市における生活困窮者を取り巻く状況 [ 第2章 : P8~18 ]

※矢印は直近5年間に於ける大まかな傾向を示しています。

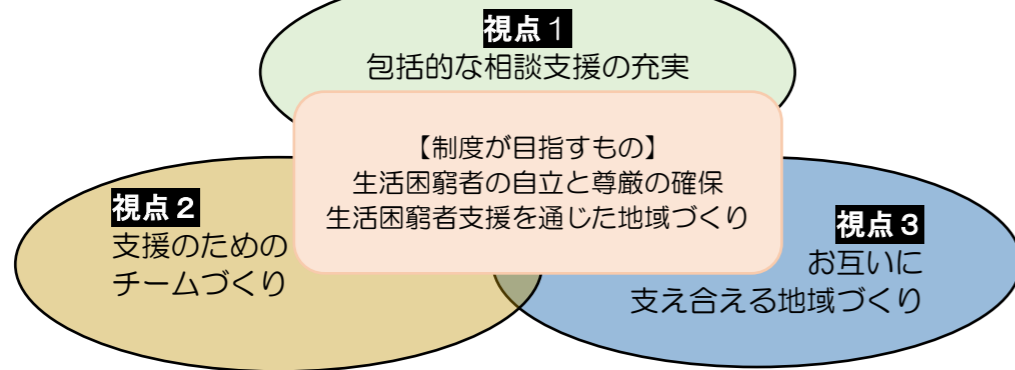


4 生活困窮者自立支援が目指す目標と実現に向けた視点 [ 第3章 : P19~P25 ]

本制度が目指す「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を具現化するため、法第2条に基本理念が明示されました（平成30年10月施行の改正法による。）。

そこで、法が示す基本理念を市内の福祉、就労、教育、住宅その他生活困窮者の支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体等と共有するため、本市では次の3つの視点を念頭に置きながら各種の取組を進めることとします。

＜目標実現のための視点＞



市域においては、①各区への情報提供、②人材育成に向けた各種研修の実施、③制度の理解及び周知に向けた取組等を第4期市計画の策定推進と連携しながら推進します。

区域においては、各区の実情に応じて①関係各課等との会議（合同カンファレンス）を通じ、支援のために必要な情報共有や地域における支援体制に関する検討、②相談・支援業務の充実に向けたOJTをはじめとする人材育成等を実施します。

なお、それぞれの視点に基づく具体的な方策等について、第4章から第6章に記載しています。

【基本理念】

- 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。
- 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。（生活困窮者自立支援法第2条）

5 包括的な相談支援の充実 [ 第4章 : P26~P38 ]

視点1

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給のほか、就労や家計改善に向けた支援、子どもの学習支援を実施します。

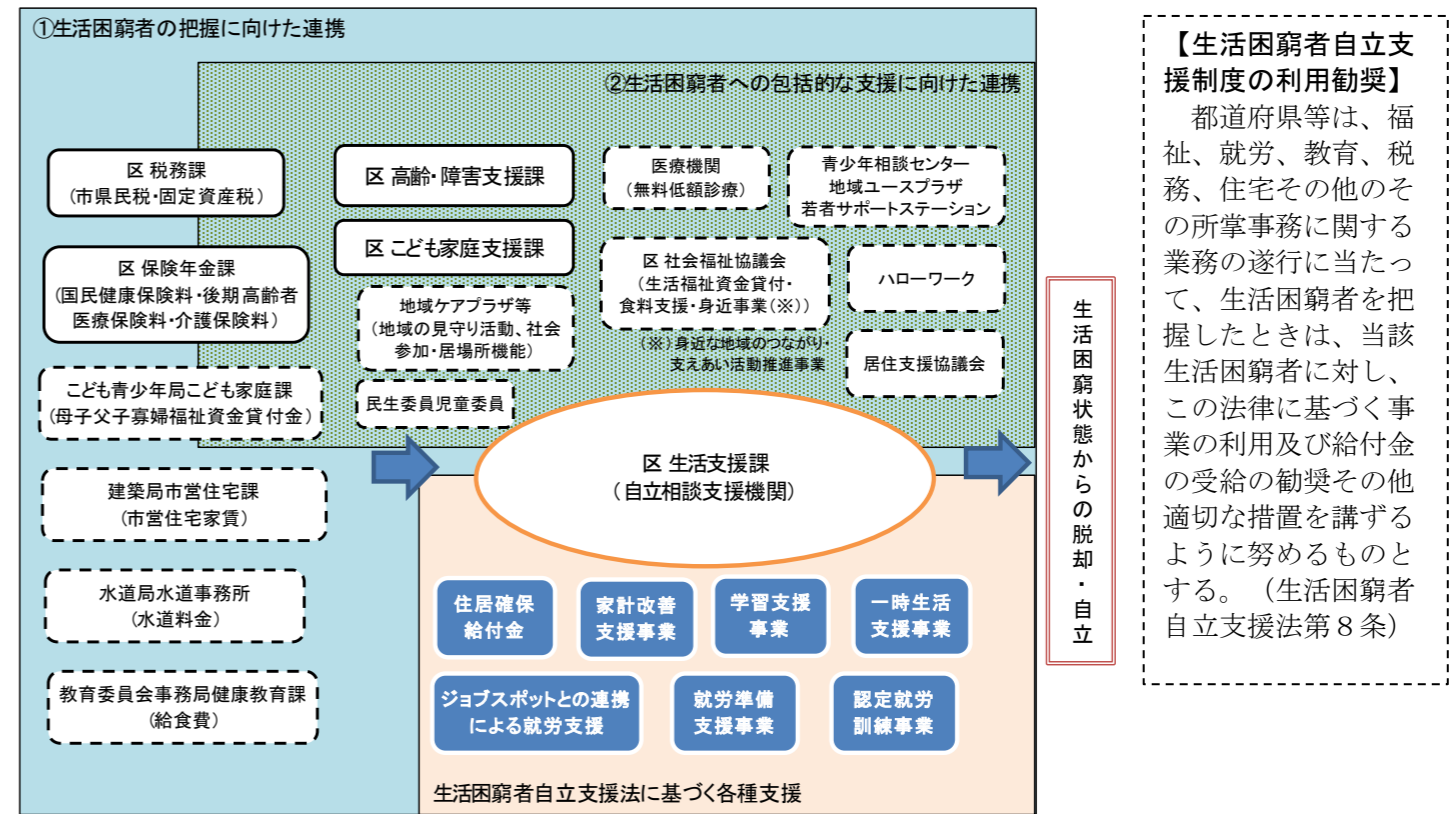
生活困窮者の経済的、社会的自立促進に向けて、困りごとを包括的に受け止め、その困りごとに応じて各種事業を一体的に進めることにより、相談・支援の充実を図ります。

6 支援のためのチームづくり [ 第5章 : P39~P47 ]

視点2

本市では市内各課及び市外関係機関との連携を生活困窮者の「①把握に向けた連携」と「②包括的な支援に向けた連携」に整理して、支援のためのチームづくりを図ります。

なお、法第8条では、自治体の各部署において生活困窮者を把握した場合に、本制度の利用勧奨を行うことが努力義務とされています（平成30年10月施行の改正法による。）。



【生活困窮者自立支援制度の利用勧奨】  
都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。（生活困窮者自立支援法第8条）

7 お互いに支え合える地域づくり [ 第6章 : P48~P57 ]

視点3

生活に困っている人を早期に、必要な相談支援につなぐためには、身近な人が困りごとを抱えている人に「気づき」、「支援につなげる」ことが効果的です。また、生活困窮者が排除されることのない社会をつくるうえで、「支える・支えられる」という一方的な関係から、「相互に支え合える」意識の醸成が重要です。

そのために、就労や社会参加に向けた環境整備等に福祉の分野を超えて、「気づきのネットワークづくり」と「支援のネットワークづくり」に、多様な主体と連携しながら取り組む必要があります。そこで、今後の取組を進めるうえで参考となり得る実践例を紹介し、市域での水平展開へとつなげていきます。